別表第14号　技術基準･設計認証審査に係る標準手数料（第52条関係）

技術基準設計認証審査に係る標準手数料　「設計認証」（消費税別）

手数料の額（円）(*11) 端末機器の種類	記号 (*12)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
		新規		一部変更(*3)	
		単独	複合 (*4)	単独	複合 (*4)
１アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(*6)(*7) （１）電話機	A	240,000	220,000	120,000	110,000
（２）構内交換設備又はボタン電話装置 ①　収容回線数１回線 ②　収容回線数２回線以上	A	340,000 420,000	330,000 400,000	80,000 100,000	64,000 80,000
（３）変復調装置、ファクシミリその他の端末機器	A	230,000	210,000	110,000	100,000
２無線呼出用設備に接続される端末機器	B	100,000	80,000	60,000	40,000
３総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C	240,000	220,000	130,000	110,000
４専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器 (*5、*7、*10) ①　インタフェースの種類１ ②　インタフェースの種類２以上	D	100,000 130,000	90,000 110,000	80,000 100,000	60,000 90,000
５インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*8)	E	270,000	250,000	160,000	140,000
６インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*9)	F	300,000	270,000	160,000	140,000
７端末設備等規則第９条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	D	120,000	－	100,000	－
８セキュリティ基準にかかわる機器	－	20,000	30,000	20,000	30,000

(*1)　「試験結果報告等書類」とは、別表第２号に定める書類とします。

(*2)　「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。試験内容によっては、一部又は全部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3)　「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異な

らない構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込みとします。(別表第 5 号参照)

(*4) 「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その２以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等（平成２３年総務省告示第８７号）別表第１号から別表第６号に定める種類とします。

(*6) 電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く。）についてアナログ電話端末と移動電話端末の双方にまたがるときは、表に掲げる額に３万円加算します。

(*7) 移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く。）の移動電話端末で複数の方式(DS-CDMA /MC-CDMA 等)にまたがるときは、表に掲げる額に５万円加算します。また DS-CDMA /MC-CDMA に CS がある場合は、更に３万円を加算します。

(*8) インターネットプロトコル電話端末のＤＥ認定に係る機器は、「５インターネットプロトコル電話端末」の料金とします。本認定に係る内線構成品がある場合(一部変更を除く。)は 、表に掲げる額に３万円加算します。

(*9) インターネットプロトコル移動電話端末の DF 認定に係る機器は、「６インターネットプロトコル移動電話端末」の料金とします。また、インターネットプロトコル移動電話端末と移動電話用端末との双方にまたがる端末(一部変更を除く。)は 表に掲げる額から 5 万円減額します。

(*10) 「WLAN を除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される移動電話端末は「１移動電話端末」の料金とします。ただし、複数のインタフェースにまたがるときは、一つ目のインタフェースのみに「１移動電話端末」の料金を適用し、二つ目以降のインタフェースは「４専用通信回線設備等端末」の料金とします。

(*11) 設計認証書の再発行料は、20,000 円/１枚（消費税別）とします。

(*12) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類の記号とします。

別表第15号　技術基準・適合認定審査に係る標準手数料（第52条関係）

技術基準適合認定審査に係る標準手数料　「適合認定」（消費税別）

手数料の額（円）(*8)(*10) 端末機器の種類	記号 (*9)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)	
		単独	複合(*3)
１アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器(*7) （１）電話機	A	30,000	30,000
（２）構内交換設備又はボタン電話装置 ①　収容回線数１回線 ②　収容回線数２回線以上	A	40,000 50,000	40,000 50,000
（３）変復調装置、ファクシミリ　その他の端末機器	A	30,000	30,000
２無線呼出用設備に接続される端末機器	B	30,000	30,000
３総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	C	30,000	30,000
４専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*4) (*7) ①　インタフェースの種類１ ②　インタフェースの種類２以上	D	30,000 40,000	25,000 40,000
５インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*5)	E	40,000	35,000
６インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6)	F	40,000	40,000
７端末設備等規則第 9 条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器	D	35,000	－
８セキュリティ基準にかかわる機器	－	10,000	20,000

(*1)　「試験結果報告等書類」とは、別表第２号に定める書類とします。

(*2)　「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。試験内容によっては、一部又は全部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3)　「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その２以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4)　「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等（平成２３年総務省告示第８７号）別表第１号から別表第６号に定める種類とします。

(*5) インターネットプロトコル電話端末のＤＥ認定に係る機器は、５インターネットプロトコル電話端末の料金とします。

(*6) インターネットプロトコル移動電話端末の DF 認定に係る機器は、6インターネットプロトコル移動電話端末の料金とします。

(*7) 移動電話用設備に接続される端末機器（一部変更を除く。）の移動電話端末で複数の方式(DS-CDMA /MC-CDMA 等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円加算します。 また DS-CDMA /MC-CDMA に CS がある場合は、更に３万円を加算します。

(*8) 適合認定証書の再発行料は、20,000 円/1 枚（消費税別）とします。

(*9) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*10) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

別表第16号　技術的条件･設計認証審査に係る標準手数料（第52条関係）

技術的条件設計認証審査に係る標準手数料　「条件設計認証」（消費税別）

手数料の額（円）(*6) 端末機器の種類	記号 (*7)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり (*2)			
		新規		一部変更(*3)	
		単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
１移動通信端末機器	J	266,000	224,000	172,000	130,000
２専用通信回線設備等端末機器 ① インタフェースの種類１(*5) ② インタフェースの種類２以上	L	123,000 10,000	84,000 5,000	90,000 9,000	50,000 2,000
３インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M	228,000	207,000	125,000	110,000
４インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	N	250,000	220,000	160,000	130,000
５その他の通信端末機器	K	280,000	235,000	178,000	135,000
６セキュリティ基準にかかわる機器	—	10,000	20,000	10,000	20,000

(*1)　「試験結果報告等書類」とは、別表第２号に定める書類とします。

(*2)　「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3)　「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異ならない構造､機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします。(別表第５号参照)

(*4)　「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その２以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5)　「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等　（平成２３年総務省告示第８７号）別表第１号から別表第６号に定める種類とします。

(*6)　条件設計認証書の再発行料は、20,000 円/1 枚（消費税別）とします。

(*7)　記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類の記号とします。

別表第17号　技術的条件･適合認定審査に係る標準手数料（第52条関係）

技術的条件適合認定審査に係る標準手数料　「条件認定」（消費税別）

手数料の額（円）(*5、*7) 端末機器の種類	記　号 (*6)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり（*2）	
		単独	複合(*3)
１移動通信端末機器	J	75,000	60,000
２専用通信回線設備等端末機器(*4) ① インタフェースの種類１ ② インタフェースの種類２以上	L	60,000 30,000	50,000 25,000
３インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	M	60,000	55,000
４インターネットプロトコル移動電話用設備 に接続される端末機器	N	70,000	60,000
５その他の通信端末機器	K	70,000	60,000
６セキュリティ基準にかかわる機器	―	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第２号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3) 「複合」とは、２以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その２以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等（平成２３年総務省告示第８７号）別表第１号から別表第６号に定める種類とします。

(*5)条件認定証書の再発行料は、20,000 円/1 枚（消費税別）とします。

(*6) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。